

指導検査の結果について

平成 28 年 9 月 15 日に実施されたわかたけかなえ保育園の指導検査について、板橋区子ども家庭部子育て支援施設課運営指導係より平成 28 年 10 月 5 日付で「平成 28 年 8 月 19 日付板子施第 135 号により実施した指導検査において、文書により指摘する事項は認められませんでした」との通知を受けました。

通知の内容は、法令その他に違反する項目がなかったと判断されたことと同義となりますが、検査当日に口頭により指導・助言を受けた事項があります。その内容は、通知に添付されました実地検査指導事項票の「助言事項」に記載されています。

平成 28 年 10 月 7 日に通知及び実地検査指導事項票を公表することについて許可を求めましたが、10 月 12 日に「公開書類に指定されていないため、原本をそのまま公表することは不可」との回答がありました。従いまして、実地検査指導事項票に記載された文言を以下に転記し、それぞれに対する当園の見解及び対応を列記します。

【運営管理】

- 保育士資格証の姓の変更手続き後、変更後の写しを保管するようお願いします。
⇒ 資格証の姓の変更は済んでいたため、平成 28 年 9 月 17 日に本人より提出された原本を確認の上、写しを保管しました。

- 危機管理マニュアルに定めてある不審者への対応方法について、毎月の避難消火訓練実施時などにあわせて確認してください。
⇒ 防犯訓練と避難消火訓練はまったく異なるものであって、「あわせて確認する」ようなものではないと考えます。また、殺傷を目的とした事件においては、児童及び職員に被害が必ず生じるものと想定していますので、教育上の観点から具体的な訓練を実施することについて消極的です。

【保育内容】

- （給食室において）衛生管理の点検表は備えてありますが、東京都の大量調理施設衛生管理マニュアルを参考に、様式の作成を検討してください。
⇒ 検討した結果、ルーティーンに組み込まれている作業にチェックリストは不要であると考え、従前の点検表で十分であると判断します。

- 乳幼児突然死症候群の事故防止の観点から、東京都では睡眠チェック表の間隔を、0 歳児 5 分、1・2 歳児 10 分が望ましいとしています。また、確認項目に（体の向き、顔色、呼吸、体調）を明記するように指導しています。これらのことを参考に、1・2 歳児の睡眠チェック表の様式についてご検討ください。

⇒ 従前の様式、対応で十分と考えていましたが、近隣施設で起きた死亡事故の影響も踏まえ、平成 28 年 9 月 30 日付で、SIDS 対策について一部変更することを利用者に周知しました。

※変更後の内容

- ・生後 6 か月未満の子どもは、「睡眠時チェックシート」を用いて「呼吸、姿勢、顔色、脈」を 5 分間隔で確認します。
- ・生後 6 か月以上、満 3 歳未満の子どもは、「睡眠時チェックシート」を用いて「呼吸、姿勢、顔色、脈」を 10 分間隔で確認します。
- ・満 3 歳未満の新入園児は、入園日から 2 か月間、「睡眠時チェックシート」を用いて「呼吸、姿勢、顔色、脈」を 5 分間隔で確認します。

○ 午睡の際のカーテンは、子どもの顔色がわかるような明るさにし、天気によっては使用しないなど臨機応変に対応してください。乳児クラスは、布団の敷き方の間隔が狭いので、頭じらみなどの感染症の拡大予防の観点からも、一定の間隔を開けるようにしてください。

⇒ 当園内において以前より同様の指摘及び指導を行っていたところですが、入眠誘導や動線を優先してしまい、職員間において徹底されていませんでした。平成 28 年 9 月 21 日の会議にて、あらためて指導しました。

○ 職員が給食の配膳を行う際や、子どもたちが当番活動として給食の配膳を行う際は、職員は三角巾を使用し、子どもたちはエプロン、三角巾の使用が衛生上望ましいため、三角巾やエプロンの使用をご検討ください。

⇒ 「配膳」において、三角巾やエプロンによる衛生効果などほとんどありません。余計な手間だけが増えるものと考えますので検討しません。なお、「調理保育」の実施時においては、いずれも使用しています。

【会計経理】

○ (写真) DVD の販売に対して領収書を交付していない。

⇒ 平成 28 年 9 月 16 日に現金取扱担当者間で検討した結果、代金は注文時に徴収して、作成した DVD にレシートを添付してお渡しすることにしました。

平成 28 年 10 月 12 日
わかたけかなえ保育園
園長 山本 慎介